

平成 25 年度 第 4 回 高知市子ども・子育て支援会議

開催日時：平成 26 年 3 月 27 日(木) 18:30～20:30

場 所：たかじょう庁舎 6 階 大会議室

欠席委員：神家委員

(子育て支援課 森課長)

それでは、定刻となりましたのでただいまから第 4 回「高知市子ども・子育て支援会議」を開催いたします。

本日は、年度末の大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。私は健康福祉部子育て支援課長の森でございます。議事に入りますまで司会進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

さて、本日は本年度第 4 回目の会議となっております。第 3 回目の会議では、子ども・子育て支援に関するニーズ調査の集計結果や教育・保育提供区域等についてご説明させていただきます。協議を行っていただきました。

本日の会議では、「ニーズ調査結果に基づく量の見込み」や「高知市における幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業等、放課後児童健全育成事業の基準」等につきましてご報告をさせていただきます。ご議論いただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願いいたします。なお、本日は、神家委員が業務の都合でご欠席とのご連絡をいただいております。

続きまして、会議で使用します資料のご確認をお願いいたします。資料一覧をご覧ください。本日お手元にお配りさせていただきました資料は

- 会次第
- 座席表
- 議事資料

議事(1) 関連

- ・資料 1-1 : 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出作業について
- ・資料 1-2 : 教育・保育の量の見込み説明資料
- ・資料 1-3 : 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの試算

議事(2) 関連

- ・資料 1-4 : 基準にかかるパブリック・コメント公表資料(案)
(放課後児童健全育成事業)

以上でございます。なお、

- 委員名簿
- 議事資料

議事(1) 関連

- ・事前送付資料 1 : 市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き

- ・事前送付資料5 : 教育・保育の量の見込みの試算

議事(2) 関連

- ・事前送付資料2 : 幼保連携型認定こども園の学級の編制, 職員, 設備及び運営に関する基準(国案)
- ・事前送付資料3 : 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(国案)
- ・事前送付資料4 : 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(国案)
- ・事前送付資料6 : 基準にかかるパブリック・コメント公表資料(案)
(幼保連携型認定こども園・家庭的保育事業等)

につきましては事前に送付いたしております。

お手持ちの資料に不足等がございましたら, 事務局までお知らせください。

ここで, お手数かとは存じますが, 本日の議事で使用する資料につきまして, 資料一覧のとおり, お手元で並び替えをお願いいたします。

順番ですが, 議事1 関連としまして

- ・事前送付資料1 : 市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き
- ・資料1-1 : 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出作業について
- ・事前送付資料5 : 教育・保育の量の見込みの試算
- ・資料1-2 : 教育・保育の量の見込み説明資料
- ・資料1-3 : 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの試算

議事2 関連としまして

- ・事前送付資料2 : 幼保連携型認定こども園の学級の編制, 職員, 設備及び運営に関する基準(国案)
- ・事前送付資料3 : 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(国案)
- ・事前送付資料4 : 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(国案)
- ・事前送付資料6 : 基準にかかるパブリック・コメント公表資料(案)
(幼保連携型認定こども園・家庭的保育事業等)
- ・資料1-4 : 基準にかかるパブリック・コメント公表資料(案)
(放課後児童健全育成事業)

以上でございます。

また, 議事に入ります前に会議の開催にあたりましてお願いがございます。

本会議は情報公開対象となりますので議事録を作成いたします。ご発言の際はお名前をおっしゃっていただき, その後にご発言をお願いいたします。

それでは, 議事に移ります。ここからは, 有田会長に進行をお願いしたいと思います。有田会長, よろしくをお願いいたします。

(有田会長)

それでは, 会次第に従って議事を進めてまいります。

議事(1)「高知市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果に基づく量の見込みについて」, 事務局から報告をお願いします。

(子育て支援課 光内)

前回の会議において、事務局の方からニーズ調査結果の単純集計をご説明させていただきましたが、今回は、その結果を用いた「量の見込み」の算出につきましてご説明させていただきます。

なお、前回の会議にて「自由記載」欄の集計結果についてご説明できておりませんが、現在記載内容につきましては引き続き仕分け作業を行っており、集計が整いましたら、後日それぞれのカテゴリーに分けた形でご報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

ではまず、ニーズ調査結果に基づく「量の見込みの算出作業の手順等」につきまして、資料を用いてご説明させていただきます。事前送付資料1および資料1-1をお手元にご準備ください。

事前送付資料1につきましてですが、こちらは、国から1月末に発出された「子ども・子育て支援事業計画に記載しなくてはならない“量の見込み”を算出するための手引き」でございます。こちらの手引きには、「量の見込みを算出するための基本的な考え方」や「具体的な算出方法」等が細かく記載されております。

こちらに記載されている手引きの内容につきましては、量が多く少し難解ですので、本日は、資料1-1を利用し、一部を抜粋した形でご説明させていただきます。

まず、資料1-1の1ページ目、この算出作業は市町村が定める子ども・子育て支援事業計画において、下の表にある（教育・保育）及び（地域子ども・子育て支援事業）の量の見込み、及びその確保の内容等について定めることとされているため、各事業における現在の利用状況及び今後の利用希望等をふまえて量の見込みを推計する必要がある。ということ念頭において作業を進めていくこととなります。

2ページ目をおめくりいただきまして、量の見込みの算出方法についてですが、「量の見込みの算出については、この後に示す標準的な算出方法によることが望ましい」とされておりますが、「地方版子ども・子育て会議等の議論を踏まえたより効果的、効率的な方法による算出を妨げるものではない」とされております。ただし、「潜在ニーズを含めて量の見込みを把握すること」という考え方を踏まえることが必要です。

算出の流れとしましては、まず、今現在の家庭の状況及び今後の希望等により、対象となる事業が変わってくることから、子どもの父母の有無や就労状況、また母親の就労希望を反映させた潜在的な家庭類型を作成し、「タイプA～タイプF」まで8種類の分類を行います。

例えばタイプA ひとり親家庭 は、ニーズ調査票の設問「配偶者の有無」について「配偶者はいない」と回答した方が該当するようになっています。

次のページ、量の見込みの算出についてですが、まず、「事業ごとに対象となる家庭類型」と「対象年齢」がありますのでそちらを抽出し、「家庭類型のタイプごと」に「児童数」を求め、これに「利用意向率」をかけて「量の見込み」を算出していきます。

4ページをおめくりください。「教育・保育」の量の見込みの具体的な算出方法を一覧表にしています。

なお、この表における利用意向率の設問番号は国における調査票の設問番号ではなく、高知市が行った調査票における番号に置き換えています。

具体的な計算方法といたしまして、1号認定を例として表の下の方に挙げています。

①番 調査結果をもとに3歳以上の家庭類型タイプC'（フルタイム×パート）、タイプD（専業主婦）、タイプE'（パート×パート）、タイプF（無業×無業）。それぞれの割合が出ていますので、その割合を推計児童数に掛け合わせて家庭類型別児童数とします。

②番 利用意向率として市のニーズ調査における設問の間13 平日定期的に利用したい教育・保育事業のうち「幼稚園」または「認定こども園」を選択した割合を家庭類型別児童数にかけて、家庭類型ごとのニーズを出したうえで、ニーズ量の合計を算出します。

その他、表のうち2号認定及び3号認定、また、次ページ以降における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みにつきましても、ニーズ量の推計に必要な設問に回答した割合等を利用し、同様に算出を行います。

この後、事前送付資料5及び資料1-2、資料1-3を使いながら、こちらの国の手引きを利用した各事業の具体的なニーズ量の数値についてご説明させていただきます。

なお、この「量の見込み」につきましては、今回は「国の手引きどおり」に推計値を算出し、お示ししているところですが、「子ども・子育て支援事業計画」の計画期間である5カ年における目標、特に教育・保育の2号、3号認定については、平成29年度末までにおける達成目標の数値となることから、計画に定めていく数値につきましては本市における各事業の実施状況等も踏まえた十分な検討が必要であると考えております。

本日は、委員の皆様のご意見等を頂戴し、ご審議いただきたいと考えております。

ひとまず、私の方からのご説明を終わります。

（有田会長）

事前資料としてたくさんいただいて、どう見て良いのか分からないという状況でこの中身について簡単にご説明いただきましたが、この報告についてご質問やご意見がございましたらお願いします。

（吉川委員）

この家庭類型はアンケート結果を基に分けているわけですよね？
では、実際に無職の人など、ある程度実数が分かるような人と乖離は無いのでしょうか？それが分かると、実数との差が分かるかなと。なかなか他のところについては難しいでしょうが。

（有田会長）

実態と、アンケート調査における抽出との差ですね、どうでしょうか？

（保育課 山崎補佐）

実際の家庭類型との差というのは抽出になりますので多少はあるかと思われま。この家庭類型については、潜在家庭類型、たとえば就労希望があればそちらへ移動するというふうには、国の手引きの説明にもありますが、そういったものも入っておりますので、それでまた実態と異なる可能性もあります。ただ、潜在ニーズを把握するという意味では、そういう方法になるのではないかと考えます。

（吉川委員）

実際には推計しないとしょうがないんだと思うけど、無職×無職はわかるんじゃないかと思って、それが実際とどれぐらい違うのか見てみると、この類型が正しいのか確認できるのではないかと思います。

（有田会長）

他にございませんか。では、続いて教育・保育の量の見込みの試算について、ご説明をお願いします。

(保育課 山崎補佐)

ここから、本市の量の見込みの試算結果についての具体的な説明に入ります。

先ほども説明しましたが、量の見込みとして定めた数値は、4月下旬から5月初旬の国が指定する期限までに国に報告し、数値が確定することになります。

量の見込みの数値は事業計画における数値目標となり、事業計画期間である5年間に、新規事業参入や既存施設の定員増により達成することが求められ、特に教育・保育のうち2号、3号認定については、安倍総理の待機児童加速化プランにより、平成29年度末までに量の見込みについて供給体制を確保し、数値目標を達成する必要があります。

数値目標となる量の見込みは、潜在ニーズを考慮することとされていますので、現在の供給体制よりは増加すると考えられますが、仮に量の見込みが過大であった場合は、公金を投入しての施設整備や補助金が供給過剰となり、結果的に新規や既存施設の運営状況の悪化などを招く恐れもありますので、適正な数値目標となるよう十分にご審議をお願いしたいと思います。

それでは、量の見込みの試算について、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の順に説明します。

まず、教育・保育からです。事前送付資料5と本日お配りした資料1-2をご準備ください。

事前送付資料5では、量の見込みについて、手引きの算出方法に基づき算出した数値をそのまま記載しています。

また、現在の利用可能数は、本来は施設への意向調査により把握した数値を記入すべきところですが、意向調査は5月以降に実施予定のため、量の見込みの数値に関する判断材料として現在の定員や入所児童の実績の数値を仮に記載しているものです。

したがって、量の見込みと現在の利用可能数を比較した下欄の需給状況についても、仮の数値となります。

次に、資料1-2は、事前送付資料5で試算した量の見込みについて3段階で説明する構成としており、まず「量の見込み」の欄で、量の見込みの算出根拠、「現在の利用可能数」の欄で同じく利用可能数の算出根拠、「考察」の欄で会議でご検討いただくためのデータや事務局のコメントなどを記載しました。

それでは、順に進めていきます。

まず1号認定です。量の見込みは、ニーズ調査の設問「平日定期的にご利用したい教育・保育の事業」で、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」、または「認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）」を選択した者の割合により算出しています。

現在の利用可能数は、幼稚園の定員3,850人と認定こども園の保育に欠けない定員783名の合計4,633名としています。これに関する考察としましては、現時点での供給体制は十分と考えられますが、今後の認定こども園への移行や、施設に対する意向調査に基づく1号認定に係る定員設定などにより、供給体制の変動が見込まれます。

次に2号認定（幼）です。

量の見込みは、2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるものと

して、保育を必要とする潜在家庭類型において、現在、幼稚園（通常の就園時間の利用）を利用している者の割合から算出しています。

現在の利用可能数は、本来は幼稚園の利用者のうち保育を必要とする子どもの数を記載すべきですが、該当するデータがなく、また1号認定枠で対応可能と考えられます。ここでは参考として認定こども園の保育に欠ける定員を記載しています。これに関する考察としましては、2号認定は原則として幼稚園の利用ができませんので、認定こども園に関するニーズであると考えられます。

次に2号認定（保）です。

量の見込みは、保育を必要とする潜在家庭類型において、ニーズ調査の設問「平日定期的に利用したい教育・保育の事業」で、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」～「居宅訪問型保育（ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業）」の10の施設類型のいずれかを選択した者の割合から2号認定（幼）を控除して算出しています。

現在の利用可能数は保育所と認可外保育施設運営支援事業の対象施設の定員又は現員としています。

これに関する考察としましては、現時点での供給体制は十分と考えられますが、今後、意向調査や新制度での確認における年齢ごとの利用定員の設定により、供給体制が実態に近づく可能性が考えられます。

次に、資料1-2の次ページに移りまして、3号認定（0歳）です。

量の見込みは、保育を必要とする潜在家庭類型においてニーズ調査の設問「平日定期的に利用したい教育・保育の事業」で、「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの）」～「居宅訪問型保育（ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業）」の8の施設類型のいずれかを選択した者の割合から算出しています。

現在の利用可能数は、保育所、認定こども園及び認可外保育施設運営支援事業の対象施設の該当定員又は現員としています。

これに関する考察としましては、資料1-2に記載していますように量の見込みの数値の適正化について検討が必要と思われる。

平成25年4月1日付けの本市0歳児人口2,710人のうち、保育所入所児童は4月1日付けで485人（17.8%）、定員と現員を合わせた利用可能数950人（35%）に対して、量の見込みでは1,743人（64.3%）であり、利用可能数の1.8倍となっています。

他市（徳島市、豊中市、奈良市・・・）においても、3号認定（0歳）の量の見込みが、現状より過大に出ている状況となっており、保育に欠ける要件に該当しない育休中の方を除外するなどの方法で、量の見込みの数値の適正化を図るよう検討していると聞いています。

本市においても、量の見込みの数値については、潜在ニーズを反映しながら、数値の適正化について会議で検討していただければと考えておりまして、資料1-2に量の見込みの適正化の試算をしています。

3号認定（1・2歳）についてです。量の見込みは、3号認定（0歳）と同じ条件で、1・2歳の子どもがいるご家庭の回答から算出しています。現在の利用可能数については、保育所、認定こども園及び認可外保育施設運営支援事業の対象施設の該当定員又は現員と

しています。

これに関する考察としましては、事前送付資料5をご覧ください。全体としては利用可能数と量の見込みがほぼ一致していますが、仮の数値ではあります、東部区域で不足が出るところとなっています。

また、資料1-2に記載していますように、幼稚園の認定こども園への移行により3号認定(1・2歳)は供給量が増加する可能性があり、現時点での仮の数値による過不足とは異なる状況となることが考えられます。

以上で、教育・保育の量の見込みについての説明は終わります。

(有田会長)

教育・保育の量の見込みの算出についてご説明いただきましたけれども、これから計画を立てていくにあたって適正な数字を出していくことが求められると思いますが、忌憚のないご意見をたくさんいただきたいと思いますので、どうぞ、ご質問をお願いします。数字だけを見てご意見いただくのはとても難しいと思いますが、「ここがわからない」、あるいは「ここは現実の状況はどうなのか」などでもかまいませんので、ぜひよろしくお願ひします。

(吉川委員)

1号認定の現在利用可能数4,633が認定こども園と幼稚園と合わせた数ということですが、では、幼稚園だけでどれくらいあって、認定こども園ではどれくらいあるのかを教えてください。

(保育課 山崎補佐)

資料1-2の「現在の利用可能数」にもありますとおり、幼稚園は定員3,850人、認定こども園は保育に欠けない定員783人の合計4,633人になっております。

(吉川委員)

幼稚園は3,850人なんですね。わかりました。

(有田会長)

その他ございませんでしょうか。資料は5を見ていただきながら。

(宮地委員)

資料5の1号認定と2号認定の幼稚園という項目を見て、不足が511という形で出ていますが、考察の中で認定こども園に関するニーズになるだろう、ならざるを得ないだろうという形ですね。いわば、この希望が2号認定の幼稚園の1,065人が1号認定・幼稚園に来るとということが可能ですので、来たとしても、1号認定に該当する幼稚園に来る子ども達、つまり幼稚園がこれ以上増えなくても施設は足りているという見方ができると思いますが、いかかでしょうか？

(保育課 山崎補佐)

おっしゃる通りです。1号認定の枠として、幼稚園の方に余裕がありますので、そちらが認定こども園になることによって2号の定員枠を設定されましたら、マイナスの511というのは十分に吸収できる量かとも思われます。

(宮地委員)

このニーズ調査をした時点でアンケートに回答した方が1号2号を明確につかんでいるかということと、結果を読み取れば、幼稚園で2号認定となる、現在の保育に欠ける・今

後保育の必要な子ども達もこれだけ受け入れてやっているということで、これが認定こども園化したとしても十分に対応できる数字であるというふうに見させていただきました。その中で1つ質問は、この認定をする時に都道府県で定めるニーズ量があると思うのですが、それも加算をして検討していくのでしょうか。中核市として県と同格という点からその辺りをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

(保育課 山崎補佐)

基本指針に記載されている「都道府県計画に定める数」のことかと思われませんが、事業計画の中では、ここの量の見込みの手引きの最後に記載例も載っていたと思いますが、中核市ですので事業計画の中に入れていくという事で考えております。

(吉川委員)

この現状を僕は知らないのですが、見てみると、すごく1号認定の利用可能数が多くて、高知市では幼稚園の定員はものすごく余っている、という状況なのですか？それで幼稚園はやっていけるんですかね？半分以下になってますが。

(有田委員)

わかる範囲で結構ですので、お願いします。

(宮地委員)

何とかやっています。というのが、認可等が都道府県単位のため高知県ですので、現在高知市から特段、というとおかしいですが、運営的な補助は保育所等から比べると非常に少ない額が出ている状況ですが、経営努力で乗り越えている状況でございます。それと同時に2号認定によって、先程も申しましたが、働きながら幼稚園を利用して、預かり保育を利用されているという家庭があります。今後の政策で、2号認定は現在通っている子どもさんの兄弟児については、当面の間は入ることが可能であるとか、1号2号の認定については、あくまでも実態ではなくて、家庭を選ぶのである、と。例えば、共働きであっても、幼稚園の教育を受けたいから1号認定を受けるということが可能でありまして、非常に事務局も大変だろうと思うのが、全て数値を推計で選んでおいて正確な数を出してこいと、非常に無謀なことだと思います。実際の数値を見ても、「これだけの数があるんだな」という事ぐらいであって、今後の人口減少、少子化を考えていけば、これ以上施設整備をしていく必要があるのか、0歳を見れば、非常に不足しているという状況が出ていますけれども、この辺は私見ですが、少子化に対応していく中で、「もう一人子どもを産みたい」と思うような0歳に対する支援が13項目の中に入ってきますけれども、その部分を手厚くしない限り、こんな子育てが大変で、「次もう一人」なんていう気になるかどうか、その辺が施設を作っていくことになっても、毎年0歳は大変な不足になっていくと思うんです。その度に施設を作っていたら、とてもお金が足りないのではないか、という思いと、2ヶ月から施設が預かるということが、果たしてどうなのか？ということ。それほどまでに、家庭での育児が、そして親としての育ちが、わずか2ヶ月ですぐ施設に預けてしまうのであれば、施設がいくらあっても足りないだろうと、大変な状況だなと思います。

長くなりましたが、幼稚園は、定員に対して少ない状況でも、現在何とかやっていますので、今後市の手厚い支援があれば非常にありがたいなと思っておりまして、平成26年度に保育は第2子を半額だったのが無料にするということがありますが、私立幼稚園

サイドは、就園奨励費で所得に関係なく第2子を半額にするといった、やっと保育所に近づいてきたと思ったら、今度はさらにもっとすばらしいところになった、というあたり、ただし、就園奨励費は国基準の満額出たら、の話でして、高知市は手厚く出してくれておりますが、県内で他の自治体は0査定のところがあります。そんな状況がありまして、高知市では、まだたまたまなくても良い状況です。

(有田会長)

この算出の方法は、計算上でできているものだろうと思うので、実態であるとか、現状でどうだとか、状況はそれぞれの御立場の方でないと分からないことがあろうかと思いますが、せっかく、色々な御立場の委員が来られていますので、ご自分の周りで感じられている事などでかまいませんので、ご意見をいただきたいと思います。

(井上委員)

宮地委員の方から「2ヶ月で預けるのはどうか」というご意見がありましたけれども、働いている者からしますと、育児休暇が取れる職場が限られていたり、言い出せなかったり、取れない状況があったり。「(うちは)無いよ」と言われたりすることがよくあると思います。こちらは経営者側にご配慮いただきたいところではございますけれども。そういうなかで、子どもを育てながら働くということが、なかなか認められていないといえますか、「どこかで迷惑をかけている」という流れが、どうしてもある。職場の周りの雰囲気もそうですし、本人もそうですし。その状況の中で育てていくために、必要なのは政策であり制度であるので、私も保育の方では大変お世話になりました。そういった状況があるという点もご理解いただきたいと思います。

(有田会長)

本来は、事務局に返すべきだとは思いますが、経営団体側に聞きたいと思います。高知市の企業では、子育てに優しい取り組みをされている企業等は多いのでしょうか？

(筒井委員)

私も全ての状況を知っている訳ではないのですが、そういう実態はある、というのは聞いていますので、これについては今後、経営者協会としても、子育てしやすい環境づくりの取り組みをしていきたい、というところでご勘弁いただきたいと思います。

(小野委員)

私は自分が経営している会社で3人、子育てしました。経営している立場だったので、私のそばに子どもをおいて8ヶ月だったり半年だったり、授乳をしながら仕事ができる、ものすごく恵まれた環境でしたので、本当によかったと思いますが、その後は保育園に3人ともお世話になりました。こういったケースはものすごく稀であって、みなさん本当に苦労して、仕事に復帰したいけれども預けるところがないと聞きます。ものすごくタイムリーに先日ベビーシッターの事件がありましたよね、預けるところがないといった状況、あれは都会だから起こっていることなのか、高知でもきちんと調査をすれば、ああいう実態がもうすでに起こっているのではないかということも、今後起こっていく可能性が必ず来るということを考えた上での施策を、ここで考えていかななくてはならない。ただ、サービス提供にシフトしていつているこの会議の状況も、歯止めをしなくてはならないとも思います。あくまで、「子どもを育てる」観点を絶対外さない。器というか、ニーズがあるからといって、どんどん作っていくというのではなくて、子どもの育ちにとって、本当にい

いのかという宮地委員のおっしゃられたような教育の観点も踏まえて、保育という「育む」といった、両輪に据えた施策をしていくのが、行政が関わっていくことであって、そうでなければ、この間の事件のような、「預けたくないけれども、預けざるを得ないような状況」を作っている社会の仕組みであったり、そのことまでここで話し合う必要はないのかもしれませんが、この会議の場で声を挙げていくべきではないのかなと思います。子育てをしてきた者としては、安心して預けることのできる施設があるというのは、まして、それを保護者がいくつかある中から選べるという状況が、子育てしやすい状況に変わっていくのではないかというような希望が持てるのではないかと思います。安全で安心して預けられる施設であると確認できれば、もちろん作っていくのは歓迎するべきなのではないかなと思いました。

(有田会長)

保護者会はどう思われますか？

(斉藤委員)

私も井上委員と同じ意見でして、お恥ずかしながら3ヶ月から保育所を利用しまして、今、1年生になっているんですけども、量の見込みとしてどこらへんが適当なのか、おそらく資料1-2の3号認定0歳児のところをみんなで考えましょうというところですよ？他のところもそうだと思うんですが、足りなければ作らなければいけないのかな、と。先程も言われたとおり、社会的に育休が取りづらい状況の中で、足りないという数字が出ているのであれば、いるのかな？と思います。ただ、①～⑤で考慮した中で、私が考えるのは、「除外なし」の「2～3ヶ月までを控除」ならいいのかな？と。漠然としたイメージですけど。861人なら950人(現在の利用可能数)で対応できるのではないかな、と思います。ちょっとピントがずれているのかもしれないですが。3ヶ月から預けていたというところと、これ(2～3ヶ月までを控除)というところですよ。

(伊野部委員)

実は私、高知市さんが行ってました、たかしろ乳児保育園を昨年度から民営化ということで、私の法人が行わせていただいております。乳児さんと接する機会が多いんですが。ご意見がありましたけれども、慣らし保育さえも取れないお母さん方が最近非常に多いですね。子どもの負担を緩やかにするために、最初1時間から緩やかに行いたいんですが、お仕事の関係でそれすらも取れないという保護者が多い。保護者の方ともこの前話したんですが、これからもお子さんをどんどん産んでいくためには、経済的な基盤が確保されてないと、次の子ということも目が向かない。といったことも言われていました。

たかしろ乳児保育園の場合、定員は60名ですが、昨年度は17名スタートでしたが、毎月、毎月3人～4人と入ってきて、現在は50名まで増えています。たかしろは2ヶ月児から受け入れしているので、ご要望はまだあるのですが、保育士の確保ができない。3人に1人必要なので、1月に3人増えると、それだけで保育士が1人必要で対応しきれないです。お母さん方、切実な問題として受け止めてらっしゃるので、0歳児、特に低月齢については、必要に迫られている方が多いというのが実感です。

(有田会長)

色々なご意見をいただいておりますが、事務局からの考察の中に、2ヶ月未満児が121名入っている。この数字を入れて量の見込みを考えたらいいのか、委員さんのご意見の中

に、確かに働きづらい状況があって、そうせざるを得ない状況があるのだけれども、大人にとってではなくて、子どもの育ちにとってあるべき姿がどういう形が良いのか考えていくことが必要ではないかと思われまます。それぞれの立場の方から、そういうような現状なのかということ、この場で知っていくことになってますので、そういうところを、事務局が実態としてどういう状況があるのかということ把握していただきながら、本当にどのくらいの量が必要なのか、大人の視点だけではなくて子どもの視点から考えていただきたいところですが、まだこれから次の審議もありますので、このことについてもう少しあれば。

(岡林委員)

それぞれ、0歳の数字は大きい数字だと受け止めてますし、国の計算をそのまま使っていますので、できれば精査してもらって、次回、これと同じ形になるかもしれませんが、再度、ご提示いただけないか、ということが一点と、この計画は29年度末まで整備(2号、3号認定)ということですが、例えば計画の途中で、実態と合わないことが出てきた時には、計画の見直し等もあり得るといふ事なんですか？

(有田会長)

2点につきまして、お願いします。

(保育課 山崎補佐)

再度の提示につきましては、次回、データを精査して、ご提示したいと思います。

事業計画の見直しについてですが、見直し自体は認められています。ただし、この数値が他市町村と合わせて県の事業計画の基礎になりますので、目標値の設定変更にどれぐらい自由度があるのかについては不明なところでございます。

(宮地委員)

3号認定の0歳についてですが、793人という数字を、幼稚園の方が認定こども園という形で0歳から受け入れるところが増えてきますので、今後はニーズに合った供給がされるかもしれません。あと、わかっていることではあります。小野さんが言われたように、子どもにとって何が幸せなのか、ということを考えていかないと、経済的な理由だけでなく、この場だけでは解決できないとは思いますが、ワークライフバランスを考えていただきたい。オランダ等の保育所では、週に5日は父親が夕食と一緒に取れるという実情がある中での保育で、それから、スウェーデンでもそのような家庭の状況の中で、プレスクールから持ってきた認定こども園という形、0歳から6歳までの6年間を、保育・教育をしながら、続けていくという形がある、そういった形が一つ目標になるのではないかと、そのためには、施設でどうこうという問題じゃなく、今この場に出てきたように、「育児休業が取りたくても取れない」という状況があるのは、ここでは解決できないけれども、ぜひ発信していかなければいけない。2ヶ月なんてまだ首がすわってない子どもを母親が施設に預けなければならない、果たしてそれが母親としての本心なのか、居れるものなら一緒に居たいのか、ぜひその辺りが解決していくような方向性の制度になっていけばいいという思いです。言い訳がましくなりますが、早く預けることがいけないという訳ではありませんので、それだけ解っていただければと思います。

(中西委員)

宮地さんの意見についてですが、「休めない親」もありますが、もう一つ「育てられない親」というものもあります。高知は10年前から無認可の託児所がありますが、その職員に聞くと、とにかく「預かる」だけ。迎えに来た親に「遅いね」と言ってもダメ。とにかく何時から何時まで預かる、料金はいくら、と。おそらく保育所の先生方は色々話したくなりますよね、でも、それは絶対言ったらだめ。とにかく預かるだけ。荷物のように預かるだけ。そういう方針の託児所がある。この前ベビーシッターの問題がありました。県内にもベビーシッターの問題がおそらくあると思います。それはおそらく「育てられない親」その親のための施策をどこかで考えておかなければならない。赤ちゃんポストの問題がありましたよね、九州の。あの時かなり論議になりましたけれども。理屈で言えば、無いのが一番いいですね。それでもポストへ預けていく親がいる訳です。「捨て子」と言わずに「置き去り子」と言うんですが。ある施設にいる赤ちゃんが、夜中2時頃になると泣きだす訳です。それは、2時頃に駅へ置かれた子どもなんです。それが分かるから、1時半頃になると保育士が抱いてあげるようにすると段々泣かなくなる。子どもは、すごく怖い体験をしているんですね、そういう子が県内にもいますので、できれば各保育園にそういう整備を、定員的に言えば足りていると思いますが、気楽に、と言え言いがおかしいですが、早くから預かってもらえる体制づくりを検討していただきたい。「休めない親」と「育てられない親」がいるということを是非知ってもらいたい、と思います。

(有田会長)

子どもにも優しい、そして保護者にも優しい、そのような子育てができる高知市の状況を作っていくためには、皆が子どもや子育て家庭に対して関心を持ってもらえるような環境があって初めて解決できることがあるのではないかと思います。器を作ればいい、何かを作ればいいということだけではだめだと思いますので、今日みなさんから出てきた意見を参考にしながら、次回、どの数字が一番子どもたちにとって、保護者にとって良い状況ができるのかということをご提示の方、お願いします。他に意見がある方は、事務局へFAX・メール・電話で受け付けていただけるということですので、ご連絡をお願いします。その内容についても、次回、お答えいただけるということで、この議題を終わりたいと思います。

では、次の「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」について、事務局からお願いします。

(保育課 山崎補佐)

それでは地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて説明します。

資料1-3をご覧ください。

「1 時間外保育事業」からご説明します。

国の延長保育事業については、本市では認可保育所 85 園中 53 園（公立 17 園、民営 36 園）で実施しています。

現在の保育制度では、基本の保育時間が8時間、開所時間が11時間とされており、具体的な時間設定は各園で保護者ニーズに応じて設定するところですが、標準的には基本の8時間が8時30分から16時30分、11時間の開所時間が7時30分から18時30分の11時間となり、これは新制度における保育標準時間の11時間も同様となります。

国の延長保育事業は、11時間の開所時間を30分以上超える場合が対象となりますので、

7時30分開所であれば、19時まで開所する園が事業の対象となります。

量の見込みは5,864人と出ていますが、これは国の算定が希望保育時間18時以降となっており、これを実態に合わせて19時までの開所とし、希望保育時間19時以降とすることが、延長保育事業の要件に合致すると思われますので、適正な量の見込みとする観点からご審議をお願いします。

(青少年課 田中補佐)

放課後児童健全育成事業につきまして説明させていただきます。まず、低学年の部分につきましてですが、量の見込みは4,567人となっております。対しまして供給量は平成25年5月1日の実績数値になりますが3,412人となっております。

考察としまして、週1～2回程度の利用希望を含んでいることも理由の一つに挙げられます。参考として記載させていただいておりますが、学年が進むごとに利用率は減少するといった利用実態がありますので、量の見込み数値につきましては検討が必要かと思われます。

次に高学年についてですが、量の見込みは2,026人となっております。対しまして供給量ですが、高知市の児童クラブの利用は現在のところ原則1～3年生としているため、供給量はありません。

考察としまして、青少年課が昨年、3年生の保護者を対象に行いましたアンケート調査の結果がありますので、その結果を量の見込みに利用する方法なども考えられるところでございます。

(子育て支援課 光内)

次に「3 子育て支援短期事業」ですが、(子どもを預けた時の対処方法)に回答した者のうち、「ショートステイを利用した」、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」と回答した者の割合と「ショートステイを利用した」、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」者の「平均日数」を掛け合わせて計算します。

量の見込みは、平成27年度においては延べ20,829人日となっており、②の供給の欄は、平成24年度実績を当てはめ、690人日としております。

考察としましては、まず一つ目が国の手引きどおりの算出方法ではサービスを利用したいという意向に基づいているのではなく、サービスを利用する可能性のあるすべての人を計上するようになっていること、二つ目が、国の手引きでは0～5歳の見込み量を算出するようになっているが、事業の対象年齢は0～18歳である為、事業計画に記載する量の見込みとして、18歳までの推計を行うべきではないか。などと考えています。なお、こちらの見込み数の試算については、国の手引きどおり0～5歳までのものとなっているため、対応する供給量も0～5歳を記載しておりますが、参考に表の右下に0～18歳の実績数も記載しております。

また、ニーズ調査結果として「泊まり掛けで子どもを預けなければならなかった時」の対処方法として、複数回答ですが「ショートステイ」と回答した方が79.7%もおり、年間利用延べ690人日の利用であるという実績から乖離した数字となっていることが見てとれます。

続きまして、「4 地域子育て支援拠点事業」についてですが、地域子育て支援センターを「利用している」と回答した者の人数と、「これから利用したい」と回答した者の人数の

割合を出し、そちらに「支援センターを利用している」者と、「これから利用したい」、「利用日数を増やしたい」と回答した者の平均利用回数を掛け合わせたもので量の見込みを算出しており、量の見込みは平成 27 年度においては、延べ 16,942 人日となっており、②の供給の欄については平成 24 年度実績 38,875 人日としております。考察としましては、利用回数、希望回数について無回答があるため、利用の実態を下回る量の見込みになっているのではないかと考えられます。

また、国の手引きでは 0～2 歳の見込み量を算出するようになっていますが、事業の対象年齢は 0～5 歳であるため、事業計画に記載する量の見込みとして、5 歳までの推計を行うべきではないかと考えます。

(保育課 山崎補佐)

続いて、一時預かり事業についてです。まず、一時預かり事業の概要を簡単に説明します。本市で実施している国庫補助事業の一時預かり事業は、主に 2 種類あります。

一つは、保育所で実施している一時保育事業で、対象児童は原則として高知市に住民票があり、保育所や幼稚園、認定こども園などに籍を置かず、ご家庭で保育されているお子さんであり、保護者の利用の事由（保護者の仕事、病気や事故、保護者のリフレッシュなど）によって利用日数に制限があります。

もう一つは、幼稚園における預かり保育事業で、対象児童は園児であり、利用の事由や日数の制限などはありません。

国の手引きでは、幼稚園の一時預かりを 1 号認定と 2 号認定に分けていますが、幼稚園には原則として 2 号認定児はいないので、おそらく認定こども園における預かり保育を想定していると思います。

また、現在の幼稚園の預かり保育でも、就労などの利用の事由を求めていますので、1 号と 2 号の区分は困難と思われます。

したがって 1 号には供給実績を表示せず、量の見込みが多い 2 号にまとめて記載しています。

続いて、幼稚園における一時預かり事業（2 号認定）です。

幼稚園の預かり保育は園と保護者の契約であり、利用に当たっての条件や制限がありませんので、保育のような待機児童や、満たされていない潜在需要は発生しにくい制度と考えています。このため、量の見込みは供給の 2.7 倍となっていますが、実際の利用は現状に落ち着く可能性もあり、数値目標として適正であるかご審議いただければと思います。

続いて、一時預かり事業（その他）です。

一時預かり事業については、本市では民営保育所 6 園、公立 2 園の計 8 園で実施しており、平成 26 年度からは民営保育所 1 園が新たに事業を開始しますので、計 9 園での実施となります。

国庫補助事業であり、保育士 2 名以上の配置が必要ですが、国の補助額が、本市で最も多い 1 施設の年間利用児童数 900 人以上 1,500 人未満で 2,840 千円と人件費を賄えない設定であり、市単独で上乗せもしていますが、これまで 2 施設が撤退しています。

現在の利用状況は、施設の立地条件等により利用状況が異なりますが、トータルでは若干の余裕があると思われます。

一時預かりについては、潜在的な需要はあるとは考えておりますが、量の見込みは実績

の 9.78 倍となっており、この数値が適正であるかについては、十分にご審議いただくことが必要と考えています。

(子育て支援課 光内)

続きまして、3 ページをご覧ください。

「6 病児・病後児保育事業」についてですが、(病気やけがで保育所や幼稚園を利用できなかった場合の対処方法)に、「父親もしくは母親が休んだ」と回答した方で、「できれば病児・病後児保育を利用したい」と回答した者と、「以前病児・病後児保育を利用した方」や「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」と回答した者の割合に、利用意向日数をかけたものが量の見込みとして出てきます。

平成 27 年度における量の見込みについては、延べ 9,460 人日となっております。

②の供給の欄につきましては、4 施設となった本年、平成 25 年度の見込み数の 1,695 人日としております。

考察としましては、手引きどおりの算出方法では、サービスを利用したいという意向に基づいているのではなくサービスを利用する可能性のあるすべての人を計上するようになっております。平成 25 年度において本市の利用状況を見ますと、予約全体に対するキャンセル率が 44%となっております。

次に「7 子育て援助活動支援事業、ファミリー・サポート・センター」についてですが、(放課後の時間を過ごさせたい場所)で「ファミリー・サポート・センター」を選択した割合に、その方の平均日数をかけて算出しています。

量の見込みは、平成 27 年度においては、延べ 37 人日。②の供給につきましては、平成 24 年度の実績である 3,172 人日としております。

考察としましては、ニーズ調査の結果として、事業を利用しているという回答が極端に少なかったこと、及び算定の対象を 5 歳児に絞っていることから、ニーズ量が実績より少なく算出されたものと考えられます。

続きまして、8 から以降、「妊婦健康診査」「乳児家庭全戸訪問事業」「養育支援訪問事業」につきましては、国の手引きによりニーズ調査によらずに推計を行うようになりますので、直近の実績値をもとに見込みを当てはめております。

なお、4 ページ目の 11 利用者支援事業につきましては、「教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報集約と提供を行うとともに、子どもや保護者からの相談に応じ、必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整等を行う」といった新規事業となっており、考察としましては、(子育ての環境や支援について)といった項目のうち、「子育てに関する情報が豊富」という質問に対し「不満」と答えた方が 16.9%とあるように、保護者に情報の提供やコーディネートを行っていく必要があると思われま

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの試算につきましては、以上です。

(有田会長)

この報告について、ご質問やご意見がございましたら、お願いします。いくつか審議をお願いしたいというところがございましたけれども、多いのではないかと、少ないのではないかと、なかまいませんのでお願いします。

(井上委員)

放課後児童健全育成事業の高学年の方ですが、対象児にアンケートを取ったと思います

が、それがそのままここに当てはめられていると考えてよろしいのでしょうか？

(青少年課 田中補佐)

この見込みの試算に本日お示ししている数字は、先日青少年課が行ったアンケート調査によるものではなくて、資料としてお渡ししている内容にもありますとおり、未就学児の保護者を対象に行ったアンケートによる見込み数となっております。

(井上委員)

高学年のアンケートについては、3年生を対象に行っていると思いますが、それを利用してはどうか？という意味でしょうか。

(青少年課 田中補佐)

はい。考察として、そのような趣旨で記載させていただいたところなのですが、本日の見込みの数字としましては、国のアンケート調査に基づくものをお出ししましたので、アンケート調査の結果につきましては、前回の支援会議において調査結果をお出ししたところなのですが、その数字の方がより利用希望を含めた実態に近いものとして見込めるのではないかと、いったところもご審議いただければと思います。

(有田会長)

よろしいですか。では、このところも、より実態と国の数字の違いについて押さえておけばいいのでしょうか。

(青少年課 田中補佐)

そうです。実態自体が現在ございませんので、この数字は見込みや期待値や、多くの要素を含んでいるとは思いますが、アンケート結果がより実態に近いものではないかと推定をしております。

(小野委員)

放課後児童健全育成事業というのは、実際行われているのは、現在は低学年が対象ということですね。高学年については、今後、ニーズがあれば考えていくという方向でとらえておけばいいのでしょうか。

(青少年課 田中補佐)

そういうことです。

(小野委員)

それで一つ。私は追手前小学校はもともと児童クラブがありませんでしたので、学校独自で放課後校庭開放という形で最終的には認定されまして、1年生から6年生まで、学校の校庭を自由に遊ぶという事業を6年間続けて行ってきた経験があります。放課後児童クラブが設置されていなかった学校にとって、どうであったかということについて、まず、全家庭にアンケートを出しました。低学年の利用で申し込みをしている人だけ。有料であるという事で、それでは実態にそぐわないということで、自分たちの学校で考えた仕組みを作った訳です。どうしてかということ、高知市にある児童公園というのが自由に遊べない状況が増えてきた。まず、ボール遊びができない。安全な空間ではないということで、PTAが中心となって、子どもがのびのび遊べるような場所、安全で自由に遊べる時間と空間の提供を考えた一つの方法だということですね。それが子ども達にとっても親にとっても非常に良かったということで、育ちの中で必要な運動であるとか精神的な成長など、豊かに行われてきたと、私は感じております。なので、従来あるような児童クラブを設置す

るということではなく、本当に子どもにとって親にとってどういうものが必要なものなのか、ということ、行政の方も主導権を持って、特に新しく設置するのであれば取り組んでいただければと思います。親は、高学年になるとどうしても勉強中心にシフトしていきます。高知市の場合は特に中学校の受験率が高いですので、その場合に、小学校のこの時期に、そういうことが必要なのか。学校で放課後においても、勉強を中心とした、そういうものを使わなければならないのかということも、しっかりと考えて、子どもにとって何がこの時期に必要なのかということ踏まえて設置に取り組んでいただきたいと、切に望みます。

(青少年課 田中補佐)

ご意見として、ぜひ、検討を加えさせていただきたいと考えております。よろしくお願ひします。

(吉川委員)

推計が、どれも不正確ということですが、これってどうなのかと思います。

実際に僕たちが病院でどういう事を推計しているのかというと、NICUがどれだけ足りないかということ、どれだけ年間断るか、等を積み重ねながら、これぐらい必要だとか考えていく訳だけれども、それぞれの園とか学校が希望があるのを断った、病児保育等もどうだったか、など、もっと実態としての数があるんじゃないかと思います。訳がわからない数字が一人歩きして、それでいいですか？どうですか？と言われても全然わかりませんね。

(有田会長)

そういうところで、現場の方がいらっしゃいますけれども、実態はこうだとか、こういうところを改善していくべきじゃないとか、ここが良いからぜひ続けていただきたいとかあれば。一つ出ていたのが、例えば一時預かり事業について。審議いただきたいと出てましたし、地域子育て支援拠点事業も、少ないという報告が出てましたが。保育所のほうで、家次委員さん、どうでしょうか？

(家次委員)

私の方からは、病児・病後児保育のことなのですが、ここでキャンセル率 44%という数字があるのにすごく驚きました。予約したら必ず利用しているのかな？と思っていたので、すごく意外で。どうしてキャンセルするのかな？と。

高知市で4施設というのが、少ないかな、と。例えば、インフルエンザ。この冬に入って、前半と、今、後半と出てきてますけれども。その時に、発症後5日、そして解熱後3日と両方満たさなければならないところですが、例えば、週末に熱が出た。月曜日に病院が開いたので行ったらインフルエンザと診断された。仕事を1週間休まなければならない。兄弟児がいて、週末に今度は下の子が熱が出た。そうなる、合わせて2週間休まなければならないという状況になる。「お父さんと交代で休んだけれども、もう、絶対無理。もう休めない。」おじいちゃん、おばあちゃんと協力しても、もう無理。そんな現状があります。4施設のところに、予約したとしても、行ったことのない場所で、知らない先生で、そこに弱っている子どもを連れていく。仕方ないけれども、それは気持ち的にどうなのかな？と。できれば、いつも知っているところで「大丈夫？」「ちょっと元気ないね、お熱はかってみようか？」とか「お茶を飲んでみる？」と、優しく声をかけてくれる自分のところの先

生が診てくれるのが、保護者的にも良いのではないかな？と思いますけれども。

保育園ではなかなか、0歳のところもそうですが、たくさん受け入れができればいいのですが、保育士だけではなくて看護師配置も努力義務・設置義務というのがあるので、できれば保育園で病後児、回復期にある子どもさんを預かるというのをしてあげたい、けれども、なかなか施設のハード面のところで難しいところもあるのかな、と思います。保護者の代弁をしますと、病児の方は充実させてほしいなと思います。

(中西委員)

放課後児童健全育成事業について意見ですが、ちょっとここで話しする内容じゃないかもしれないのですが、保育園は7時までみてくれますよね、そして会社の方も、保育園が終わるから早く帰っていいよ、となりますが、子どもが小学校に入ると、なかなか言えない、帰れない。そうすると8時ぐらいになりますよね、特に周辺部のお母さんだったので、タクシー会社と契約をして、春野までタクシーが来て、連れて、市内の学童保育をしているところまで来て、8時頃にお母さんが迎えに来て連れて帰る、という形で月8万円かかったそうです。とにかく、「早く帰りたい」と言う仕事を辞めなくてはならない。だから、仕方ないです、とお話があって。たまたま私が老人ホームにいましたので、学校の近くの老人ホームで預かって、おじいちゃん・おばあちゃんと一緒に遊んでもらって、時間が来たらお母さんが迎えに来る、という形をしたら、おじいちゃん・おばあちゃんがうんと喜びますし、子どもも玄関で宿題をば一っと広げて勉強しているという、ものすごく面白い方法があったのですが、言っても仕方ないのですが、実態として、子どもをそのまま家に置いてしまって、保護者が帰る2～3時間を一人で過ごす。特に団地とかだと怖い状態があると思います。どこまでみれるという問題があるのですが、発想を変えて老人ホームなどとコラボするなど、同じ福祉ですので、一つの方法ではないかなと思います。

(有田会長)

私、以前からずっと思っているのですが、保育所もそうですが、小学校もそうですが、長い時間、同じメンバーで、同じ場所で居続けるのって、子どもにとってもストレスがかかるのではないかなと。今、中西委員がおっしゃったように、老人施設などであったり、定年退職した方の中には子ども好きな方っていらっしゃると思うので、そういった方を掘り起こしていきながら、地域の公民館や集会所の中で居場所を確保していきながら、子どもたちが学校から減っていっているのは、仲間関係ができたり遊び場が決まってきたりすると、長居してもおもしろくないな、というのがありますが、今言われたように、学校の校庭を開放してくれるとか地域の状況や子どもによっていろんな遊び方があるんじゃないかなと思うんです。自分自身の小学校時代を思い出すと、夕方ぐらいまで校庭で遊ばせてもらったりした記憶があるんですけど、子どもを育てた時に、自分は仕事してましたので、「下校の時刻まで校庭で遊んでおいで」、と言ったら、「お母さん、今は授業が終わったら学校から出なくてはいけないんだよ」と言われたので、誰もいない家に子どもを帰すのがとても嫌だったんですが、学校だったらまだ安心して子どもたちが遊ぶこともできますし、地域によっては、お年寄りにみてもらっているというのも実際ありましたし、いろんなアイデアがあると思いますので、子どもたちが安心していられる場所を、同じ方向で行うのではなくて、地域の特徴を生かしたところで考えていきながら取り組みをしていただくと、子どもの健全育成につながるのではないかなと思います。60歳は若いで

すので、子どもと関わっていくことによって、エネルギーを持ちながら元気になる、そのようなアイデアがあればいいのではないかと思います。

(井上委員)

この放課後の過ごし方についてですけれども、国は放課後こども教室と抱き合わせで放課後児童クラブをやっていったら良いみたいなことも出てると思いますが、そこに高齢者の方のボランティアであるとか、先程も言われてた塾、高学年になると塾へ行かせるという話が出ましたが、塾の費用も出せない家庭もありますので、学校の見直しなどのサポートもしていただけるような、教育をかねたサービスもあればというような保護者の声もありますので、考えていただければと思います。

(岡林委員)

地域子育て支援拠点事業を私どもは受託して行っていますけれども、3歳以上の利用もされてますし、色々な形で子育ての相談とか受けております。全体的に、乖離した数値もございますので、先程と同じように精査して、次回実態に近いような形でお願いできればと思います。

(有田会長)

時間も迫ってきておりますので、そのような形で次回、再度ご提示いただければと。まだいろいろご意見がある方は、先程と同じように事務局へメールなりFAXなりご連絡いただいて、出た意見については次回、お答えいただければと思います。では、次の議題「高知市における幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業等、放課後児童健全育成事業の基準について」ご説明をお願いします。

(保育課 宮地)

事前資料として国の基準案をお送りしてますように、現在、国から基準の政省令案が示されているのが3つの基準です。

私のほうから、まず幼保連携型認定こども園と家庭的保育事業等の基準について、事前送付資料6の基準にかかるパブリックコメント公表資料(案)に基づいてご説明し、その後、青少年課から放課後児童健全育成事業の基準の説明をします。

このパブリックコメント公表資料は、基準に関する条例の制定にあたって高知市市民意見制度に基づき市民の皆様からご意見を募集するためのものです。公表資料は高知市保育課、情報公開センターのほか、市内の各保育園、幼稚園で閲覧でき、ホームページにも公開します。意見提出期間は、平成26年3月28日(金)～4月18日(金)となっております。

なお、保育所等に関する基準を定めている児童福祉施設最低基準条例は平成24年に制定しており、その際にパブリック・コメントを実施しています。今回、一部改正、具体的には暴力団排除と地産地消の推進の条項追加などの予定はありますが、パブリック・コメントは実施しません。

それでは、事前送付資料6 幼保連携型認定こども園と家庭的保育事業等の基準の条例案の概要等について説明します。

まず、3ページをご覧ください。条例制定の必要性ですが、新制度では、児童福祉法等に基づく認可等を前提とし、施設・事業者が運営基準等を満たしていることを確認して、給付の対象とすることになっています。

このため、施設等の認可や運営の基準を市が条例で定めることとされたことに伴い、当該基準等を定める条例を制定するものです。6月議会への議案提出を予定しています。

次に、高知市幼保連携型認定こども園最低基準条例（仮称）の概要ですが、「認定こども園法」第13条第1項の規定により、中核市である高知市の監督に属する幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定めるもので、この条例で定めた基準を「最低基準」と称します。

この最低基準は、子どもの身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な教育及び保育の水準を確保するものでなければならず、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うという目的を達成するために必要な環境が確保されていることを保障するものです。

内閣府令「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」では、国の基準を「従うべき基準」と「参酌すべき基準」に区分しています。条例はそれぞれの基準に基づき定める必要があります。「従うべき基準」は、

①幼保連携型認定こども園における学級の編制、配置すべき園長・保育教諭・その他の職員、その員数

②幼保連携型認定こども園に係る保育室の床面積その他設備に関する事項であって、子どもの健全な発達に密接に関連するもの

③幼保連携型認定こども園の運営に関する事項であって、子どもの適切な処遇の確保、秘密の保持、子どもの健全な発達に密接に関連するもの

それ以外が参酌すべき基準、つまり、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるものとなります。

6ページから7ページに条例案の構成と内容を示しています。内閣府令「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」の条ごとに、それに対応する高知市の条例の内容を説明しています。内閣府令を条例化していないものや内閣府令と条例の内容に差異がある場合は、その理由等を記載しています。それ以外については、条例の内容は内閣府令と同じ内容になっています。内容の詳細については、参考資料として内閣府令の抜粋を10ページ以降に添付していますので、ご参照ください。内閣府令により「従うべき基準」とされている基準には着色をしています。

条例の制定にあたっては、原則として、「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」いずれも国の基準をもって高知市の最低基準としています。ただし、暴力団の排除や地産地消の推進の基準については、高知市及び高知県が推進する政策のため、国と異なる内容（独自基準）を定めています。

次に、高知市家庭的保育事業等最低基準条例（仮称）案の概要について説明します。4ページをご覧ください。児童福祉法第34条の16第1項の規定により、高知市の監督に属する家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるもので、この条例で定めた基準を「最低基準」と称します。

この最低基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならず、家庭的保育事業等の利用乳幼児が、明るくて、衛生的な

環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものです。

この条例案も同様に、国の基準を「従うべき基準」と「参酌すべき基準」に区分しています。条例はそれぞれの基準に基づき定める必要があります。「従うべき基準」は、

①家庭的保育事業等に従事する者及びその員数

②家庭的保育事業等の運営に関する事項であって、児童の適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの

となっており、それ以外が参酌すべき基準、つまり、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるものとなります。

8ページから9ページに条例案の構成と内容を示しています。構成としては、初めに各施設共通の事項について、その後、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の各事業について定めています。条例の制定にあたっては、原則として「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」いずれも国の基準をもって高知市の最低基準としています。ただし、暴力団の排除や地産地消の推進の基準については、高知市及び高知県が推進する政策のため、国と異なる内容（独自基準）を定めています。

以上が幼保連携型認定こども園と家庭的保育事業等の基準について概要です。引きつづき青少年課から放課後児童健全育成事業の基準に説明をさせていただきます。

（青少年課 田中補佐）

続きまして、高知市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準条例（仮称・案）の概要について、資料1-4に従いまして説明をさせていただきます。

資料1-4は、先程説明がありました2つの条例案と同様にパブリック・コメントとして公表させていただき資料となっております。

1ページ目をお開けいただきますと、先程の2つの条例と同様にパブリック・コメントをさせていただき概要を記載させていただいております。

続いて3ページ目に条例の必要性及び基準条例案の概要について記載させていただいております。条例制定の必要性につきましても、先程説明がありました2つの条例案と同様の趣旨となっております。「市町村は放課後児童健全育成事業の設備及び運営について条例で基準を定めること」と規定されたことにより制定するものであります。

条例の趣旨及び目的についてですが、高知市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準条例（仮称）は児童福祉法第34条の8の2第1項の規定により放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を条例で定めるものです。この基準は児童の身体的・精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならず、利用者が明るくて衛生的な環境において、素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員の支援により心身ともに健やかに育成されることを保障するものです。

放課後児童健全育成事業を行う者は、事前の届出が必要であり、当該基準を遵守しなければなりません。

従うべき基準と参酌すべき基準につきましては、厚生労働省令に示されておりますが、従うべき基準につきましても、定義は先程と同様なのですが、内容につきましても、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその人数だけが従うべき基準とされております。その他の項目につきましては、全て参酌すべき基準とされております。

内容につきましては、5ページ以降をご覧くださいと思いますが、まず、5ページ目は構成及び内容です。厚生労働省令と差異がある場合には、その理由を記載しております。それ以外については厚生労働省令と同じ内容となっております。内容につきましては6ページ以降に厚生労働省令を添付させていただいておりますので、ここでは割愛をさせていただきますと思います。

なお、厚生労働省令により従うべき基準とされておりますところには、着色をしておりますが、ご覧いただいておりますように第10条の部分のみが従うべき基準とされておまして、他は全て参酌すべき基準となっております。

4ページの条例制定にかかる基本的な考え方としましては、先程保育課から説明があった2つの条例と同様に「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」、いずれも国の基準をもって高知市の基準とする予定でございます。ただし、暴力団排除につきましては、同様に国と異なる内容を定めております。

以上で、簡単ではございますが説明とさせていただきます。

(有田会長)

この報告について、ご質問やご意見がございましたら、お願いします。

(宮地委員)

時間が無いなか、すみません。これは分かる人が見れば分かるのでしょうか、本当に分かりづらいですね。

認定こども園の部分で確認をさせてください。何で幼保連携型認定こども園の条例を高知市さんが作るのか、というのが前段にあるんですけども、それは置いておいて。高知市以外の自治体の幼稚園・保育所が幼保連携型の認定こども園になる時には担当は県ですよ。ダブルスタンダードにならないかというところが気になります。すり合わせをしているとは思いますが、その点についてお教えてください。あともう一つ、概要だけでパブリック・コメントをするわけですよ、その理由は国の基準からほとんど変わってないから、という理解でよろしいのでしょうか。

(保育課 山崎補佐)

まず、県との調整についてですが、県はすでに認定こども園の認定を行っておりますので、県との事前打ち合わせはしております。ただ、国の政省令の予定が3月ということで、それを待ちながらの状況というところもございます。ここに参考資料としてあります内閣府令、国の現時点での案から条例を作っております。ただ、内容からしてもパブリック・コメント対象の条例となりますので、パブリック・コメントを行っておく必要がありますし、国の新制度のスケジュールとしても、6月議会に諮るというように言われております。そのようなギリギリの期限ということもありますので、今回、この会議の中で先にお知らせをしておきまして、明日からの予定でパブリック・コメントを行う予定としております。

(宮地委員)

まだこれから制度が変わっていく部分とリンクしている部分が、先に出て行って大丈夫なのかなと思います。そこについては国と同じ歩調で、ということでしたので、そこが変われば、例えば3歳児の配置基準だとか職員配置などが変わってくる、あと、4,000億円の問題でどう変わっていくのかということが出てきますが、そういう理解をしておいてよろしいでしょうか。

(保育課 山崎補佐)

確かに、1兆1,000億円が7,000億円になったということで、国の子ども・子育て会議の公定価格の議論の中で職員の配置基準について今は国から提示をする中で会議の中で議論されているところです。そちらの数字が従うべき基準となりますので、それが変更になりましたらこれももちろん変更するということとなりますし、また、パブリック・コメントのご意見をいただいた中で、それについてはご回答をホームページで公開していく中で、またこの会議でいただいた内容につきましても反映した形で条例の議案を作成していく過程であるものと思います。

(宮地委員)

ありがとうございます。全国でも非常に進んだ、6月議会にかけるという歩調のようですので、是非、よろしく願いいたします。

(有田会長)

他にございませんか。あくまでも参酌すべきものについても、国の基準から下がらないようお願いしたいと思います。

最後に「児童福祉審議会について」、事務局より報告をお願いします。

(子育て支援課 光内)

前回の会議において、事務局の方から児童福祉審議会について役割や所管する内容等のご説明をさせていただきました。この4月1日から、児童福祉審議会条例が施行されますが、審議会委員につきましては、現在、事務局で引き続き検討中でございますので、ご了承をお願いいたします。私の方からのご報告は以上です。

(有田会長)

ありがとうございます。

本日たくさんのご意見が出されました。このようなことにつきましても、事務局のほうでは受け止めながら、先程も説明があったように、今後、事務局において「量の見込み」の精査を行っていただき、次回の会議までに、事業ごとで良いので出来上がり次第、各委員に適宜通知をしていただき、内容を確認していくという流れでお願いいたします。また、ご意見がある方につきましては、適宜事務局のほうへご連絡をお願いします。

委員の皆様、ご意見をありがとうございます。それでは事務局にお返しします。

(子育て支援課 森課長)

皆様、長時間にわたり熱心なご討議ありがとうございました。以上をもちまして、平成25年度第4回高知市子ども・子育て支援会議を終わります。なお、次回の会議の開催予定につきましては、4月末頃を予定しております。詳細につきましては後日、改めてご案内をさせていただきます。委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

また、前回の会議内にてご報告させていただきましたとおり、この4月1日から機構改革に伴い「こども未来部」が発足いたします。その関係上、「高知市子ども・子育て支援会議」を所管する事務局が「こども未来部子育て給付課」と変わりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、有田会長をはじめ、委員の皆様、本日はありがとうございました。お気を付けてお帰りください。